

# 『教行信証』と『淨土文類聚鈔』との関聯

稻葉秀賢

宗祖の撰述聖教の中、殊に重要な聖教が立教開宗の聖典としての『教行信証』と、その略本と云われる『淨土文類聚鈔』であることは、今更云うまでもない。而も両者の間には、既にその呼称に於いて広本、略本と呼ばれる密接な関連のあることが注意せられて来た。然し、その関連が広

本、略本という呼称に依つて意味するれどだけで十分なんか、或はその関連にはもっと明らかにせられねばならぬ点があるかは、十分論究せられていない。ここに広略両本の関連を改めて考えてみたいと思う。

初左  
といつて、『淨土文類聚鈔』が『教行信証』の単なる略鈔であることを主張している。然るにこの主張には、幾多の疑問が存するのであって、両書の関連を單なる略鈔と見ることはできない。何となれば、宗祖の撰述せられた聖教の々々に就いて考えれば、それぞれに独自な撰述意趣があり、その聖教が撰述せられねばならなかつた歴史的必然が

ある。そのことを考慮せしむて両者の関連を論ずることはできぬはずである。殊に『教行信証大意』の前出の文には問題がある。現に西本願寺に蔵する古本の蓮如上人所持本には、

「淨土真宗の教相につきて眞実の教行信証あり、高祖親鸞聖人一部の書をつくりてこれをあかされたり、すなはち教行信証文類という六巻のふみあり」

という文から始まつて、

「第一巻には眞実の教をあらはし、第二巻には眞実の行

をあらはし云々」

という文に続いている。従つて、

「そもそも高祖聖人の眞実相承の勸化をきくそのながれをくまんとおもはんともがらは、あひかまへてこの一流の正義を心肝にいれてこれをうかごうべし云々」

已下の文は、もと存在しなかつたのである。この改作加筆が蓮如上人に依つてなされたことは、この『教行信証大意』が蓮如上人の御文として、同文のものが存することに依つて明らかである。即ち『蓮如上人遺文』(九四通、二七三頁)には、『教行信証大意』と同文のものがあり、その奥に

文明九年丁酉十月十七日 至已刻令清書之訖

みなひとのまことのりをしらぬゆべ、ふでとこゝろを

つくしきそすれ 六十三歳御判  
右斯書者先師所集給、或略或加詞者也、顕露不可披露之、  
一身之上為寛悟計者也

延徳元年十月廿日 七十五歳

と記されている。こゝには明らかに詞を加えるとあるから、それが蓮如上人の加筆であることは動かすことはできない。蓮如上人が何に基づいてこの加筆をせられたかは明らかでないけれども、それが撰者としての存覚上人の考えでないことは明らかである。住田智見先生の考証によると、「文明九年霜月初比俄為報恩謝德染翰記之者也」と奥書された御俗姓御文に

「教行信証の名義いまに眼前にさへぎり、人口にのこれり」とあるから、略本が広本の略鈔であるという伝来があつたかも知れないと云つていい。されば、略本を広本の略鈔とすることは蓮如上人に基づくのであって、その根拠は必ずしも明瞭でない。ここに両本の関連が宗祖の撰述意趣に溯つて、考えられねばならぬ理由がある。然らば両本の関連は如何に考えられるであろうか。

凡そその関連を考える場合、歴史的な撰述年時の面と教

義的な撰述意趣の面とを離すことはできない。何故なら撰述年時を決定する場合に、宗祖の撰述意趣が重要な契機をなし、この二の面が相互にからみあつてゐるからである。殊に歴史的な面として、両本の撰述年時が明らかでない為に、既にその撰述の前後が問題となり、それが当然撰述意趣にからむのである。

広本の撰述年時に就いては、幾多の論考が重ねられて來たけれども、その帰趣する所は必ずしも決定的ではない。然し広本唯一の真蹟本たる東本願寺所蔵本を精査された赤松俊秀教授の結論は、それが最も新しい研究成果であると共に、それを否定する有力な根拠も見出されない。従つて現在の研究が進んでいる段階にあつては一応その説を尊重しなければならない。即ち同教授に依れば、現存の真蹟本は草稿本ではあっても初稿本ではなく、その初稿本が発見されない限り、撰述の時期を決定する確実な資料的根拠は見出されない。然しその草稿本の書写を大体聖人六十三歳前後とせられる同教授の見解に従うとすれば、少くも初稿本の成立はそれ以前、従つて関東在住時代と考えねばならない。殊に注意せられていることは、寛喜三年（一二三二）に崩御された土御門天皇を草稿本では今上と書いていられることで、その限りに於いて初稿本が成立した時には土御門

天皇が在位していられたことは明らかである。それ故に、広本の成立は一応寛喜三年以前と決定せられねばならない。若しこの結論に立つならば、近時有力になつて來た略本の撰述を広本に先だつとする説も余程考慮されねばならぬこととなるであろう。

かくの如く広本の撰述年時は真蹟があつても、撰述年時の記載がないから、決定的な資料がないのに対し、略本は又真蹟が存在しない。現存最古の写本は、近年伊藤義賢師によつて新しく真蹟本として紹介せられた光延寺本であるが、その奥書には

延慶二年ノツノト  
正月二十日

とあるのみで、撰述年時の手懸りにはならないのである。

伊藤師はこの奥書が本文と別筆であり、本文は宗祖の真蹟とせられているけれども、それは明らかに同筆であり、延慶の年時は書写的年時と考へるほかはない。従つて現存資料に従う限り、東本願寺所蔵の室町初期の古写本に見える

建長七歳七月十四日書之、愚禿親鸞八十三歳

の記述に従うはかはない。従つて歴史的には現存資料から見る限り、略本は広本に先だつものとは考えられないし、『教行信証大意』に云う如く略本を広本の略鈔とする説が成立するのである。

然るに近年、両本の関連に結びつけて、略本を広本に先だつ撰述とする説が多く見られるようになつた。そしてその根拠になるのが両本の内容の相違からの推定である。即ちこの主張を最も早く発表せられた生桑完明師は三の点から略前広後であることを主張していられるが、特に注意せらるべきは次の二点である。

一 広略二本の内容から見て、三法から四法への展開が思想的発展として当然である。それ故略本の三法々門から広本の四法々門へ展開したものと見られるから、略前広後であろう。

二 正信念仏偈から念佛正信偈へ展開することは思想的逆転であり、又文辞も正信偈の方が念佛偈よりはるかに整備せられている。殊に正嘉二年八十六歳撰述の真本を伝える『尊号真像銘文』には正信偈の文を挙げて通釈していられる。

更に生桑師の論証をくわしく发展せしめられた桐溪順忍師は、いろいろな角度から略前広後を主張していられるが、内容的には生桑師と異なるものではない。桐溪師の場合に注意せられるのは次の諸点である。

一 広本総序の文、略本序題と結勵の文とを比較すると、

広本総序の一連の文が略本では序題と結勵とに分断され、その他の、三一問答の安処、字訓釈の整わぬ形、三経の一

いる。之は何の必要があつてか説明できない。従つて略本がまづあつて後に広本で整備せられたと考えられる。

二 広略二本を比較して最も重要な問題は、三法四法の問題であり、思想的展開としては三法より四法へ発展したと考えるべきであつて、略本は三法々門であり、広本は四法々門であるから、略前広後と考えられる。更に略本を三法々門と決定したのは僧鎗以後のことであり、別な立場で広略二本を比較すると略本も四法々門と考えられぬことはない。従つて略本は實際は三法々門から四法々門へ展開する過渡的型態であり、従つて略本を広本の前と考えなれば、略本が三法々門であるという結論を導き出すのに異論のある点、或は行の下に淨信を出して十七・十八両願の成就文を連引した点などを説明することができない。

三 正信偈と念佛偈を比較すると、帰敬序にあつても、又全体の文辭の修飾に於いても、正信偈の方が整つており、特に「本願名号正定業」以下の二十句が『尊号真像銘文』に於いて通釈され、それは安城の御影の銘文と考えられる。若し略本を広本の後とすれば、それほど重要な本願名号正定業以下の大文を念佛偈に於いて殆んど原型を存しないほど変更せなければならなかつた理由が説明せられない。

異を示すに同の面のみしか挙げられていない点などを注意していられるが、それは根本的理由に係るものではないようと思われる。

かくて略前広後の説を立てる人々の最も問題とすることは、略本が三法々門であり、広本が四法々門であつて、そこに思想的展開の跡を辿られねばならぬとする点である。正信偈と念佛偈の問題の如きは、当然そこから派生的に理由づけられたものである。然るに、略本は三法々門であり、

広本は四法々門であるという前提はそこに幾多の問題を存するのであって、広本が教行信証の四法を明かすに各々巻を異にしていることに於いて、それが四法々門であることは、何人も異論はないであろう。然るに略本にあつては、直ちにこれを三法々門と決定することはできないのであって、それは二法々門と見ることもできるし、或は三法々門、四法々門とも見ることができる。即ち序文に、「末代教行專応<sub>三</sub>修<sub>三</sub>此<sub>二</sub>」と云い、教と行とを挙げて、行の下に本願力廻向を開いて、往生の因果たる行信証を明かしている点から見れば、それが元祖相承を明かす二法々門と見ることができ。然し、また序文に「敬信真宗教行証」とあるに応じて、「言教者」、「言行者」、「言証者」の三法とし、信は「就<sub>二</sub>往相<sub>一</sub>有<sub>三</sub>大行<sub>一</sub>亦有<sub>三</sub>淨信<sub>一</sub>」と行の中に撰している

として、三法々門と見ることもできる。更に「言教者」已下、行、信、証の四法を挙げて各別に解説していられる点からは四法々門とも見られる。従つて略本を直ちに三法々門と決定することはできないばかりか、二法とも三法とも四法とも見られるところに、却つて略本が円熟した信仰表現の形とも見られるのである。それ故に、略本が三法か四法かであるよりも、我々は本書の撰述意趣に眼を向けねばならない。既に述べた如く、広本の撰述が寛喜三年以前、関東在住時代に撰述せられたことが歴史的に証明せられた限りに於いて、かくの如き円熟した信仰表現を持つ略本を、広本の前に溯らしめることは到底考えられぬことではないであろうか。然も略本の撰述が関東時代に溯るという如き歴史的資料は全く存しないに於いておやである。

思うに広本の撰述意趣は、既に注意せられているように、それが眞偽批判の形に於いて、念佛往生の根柢が信の如実にあらねばならぬことを明かすこととに於いて、元祖の念佛往生の意義を明瞭にせられたものであることは云うまでもない。まことに念佛の如実不如実が信心の如実不如実に基づくことは云うまでもなく、そこに信卷が別開せられて、元祖の「涅槃之城以<sub>レ</sub>信為<sub>ニ</sub>能入」の精神が、「涅槃真因唯以<sub>ニ</sub>信心」<sub>ニ</sub>と明らかにせられたのであった。然れば信心は

念仏を離れてあるものでなく、本願を信ずるとは念仏申すことであり、念仏申すとは本願を信ずることの外にはない。

然るに広本に於ける信巻の別開は、いつの間にか信心を念仏から引き離すことになったのである。それ故に宗祖の晩年の聖教、殊に幾多の御消息には、念仏と信心が離れたものではなく、行と信とはひとつであることがくりかえし説

示せられるようになつたのである。こうした関東教団の状

勢が、宗祖をして略本を撰述せしめたのではなかつたであろうか、それ故にこそ、略本は元祖相承の立場に於いて、二法々門とも三法々門とも四法々門とも見られる円融自在なる表現形式がとられたのである。宛も『選択集』が二行章中心と見られ、或は本願章、若しくは三心章を中心と見る見方が行わられて来たのに相似している。されば歴史的には、その撰述年時を決定する資料が存しないのであるから、現存資料の上に推定し得る撰述意趣に基づいて、撰述年時を考える限り、略本はやはり広本の後であるばかりか、それも御消息から反照される関東教団の状勢に基づいて、八十歳以後の晩年であると考えねばならない。<sup>※</sup>

かくて略本が広本の略鈔であるとせられる意味も、單なる抜書という意味ではなく、却つて広本の再現という意味において、蓮如上人は「肝要をぬきいて」<sup>よ</sup>と仰せられた

のではないであろうか。それ故に歴史的資料よりも、両本の内容を比較することに於いて、その関連を考えることが、その撰述年時を決定する傍証となるであろう。ここに我々は広略二本の所明に就いてその著しい差異を眺めてみねばならない。

### 三

広略二本撰述の前後に就いて、略前広後を主張する人は略本を広本の原型とするに對し、広前略後の説をとるもののは、却つて広本の再現が略本であるとするのである。而してそのことが歴史的資料に基づいて証明されない現段階にあつては、我々は両本の所明内容を比較することによつて、その前後を決める傍証とする外はない。従来はただ略本を広本の略鈔として、その内容が一致することは勿論であるが、そこに広略の相異に基づいて、その義に於いても彼此の間に幾多の差異が見出されるとして、その同異に考察の力が竭された。たとえば大谷派にあって、香月院は

(一) 方便四法有無異、(二) 三願相対有無異、(三) 真仮二土有無異、(四) 四重教判有無異、(五) 二門真仮有無異、(六) 二道真偽有無異、(七) 教屬往相不属異、(八) 六十行偈安處異、(九) 所引文証具略異、(十) 列明四法具略異、

の十異を挙げ、更に易行院は十一異、開悟院は三六異、殊に真成院は五十異を立てられた。また本願寺派にあっても、古く法霖は五異を立て、その他泰巖は十五異、道隱は九異、善讓は三十異を挙げている。然るにこれらの差異を掲げるならば、先の香月院の十異に見られる如く、数えれば、更に多く数えることができるであろう。広略二本の関連を知る上に於いては、たゞこれらの差異を挙げるのみでは、恐らくその目的を達することはできないのであって、寧ろ両本の撰述意趣に立って、如何にしてかくの如き差異を生じたかが追究せられねばならない。それ故に皆往院はこれらの差異を生じた理由として、一略三方便、就三真実、異、二略三傍依、就三正依、異、三略三教相、就三安心、異の三由を挙げていられるし、香涼院は更に之を要約して、(一)相対絶対の異、(二)影略互顕の異、という二異を挙げられた。これらの理由はそれぞれに勿論意味のあることであるが、更に両本特に注意すべき相異に基づいて、その根本が何處にあるかを考えてみたい。凡そ両本の最も顯著な相異点は次のように要約し得るであろう。

一 広本は『顕淨土真実教行証文類』と題しながら、内容は教行信証の四法々門を以って構成せられ、殊に信卷は別序まで置いて別開せられている。この別序が置かれてい

る点に就いては、古来種々の立場から問題とせられるのであるが、『六要鈔』には(会本四右)「是安心卷為要須故有此別序」とあるように、殊に「涅槃真因唯以信心」の義を明らかにする為であることは動かすことができない。そしてそこに『教行信証』が『選択集』の注釈書として、元祖の真意を顕開せられた意味がある。然るに略本はそれとやや異なるものがあるのであって、「行卷」の始めに、

「謹按三往相廻向有三大行、有三大信」

に対応して、

「就三往相有三大行、亦有三淨信」

として、大行と淨信が亦で結ばれている。そして後に広本では信卷を開き、又略本では「言三淨信者」といつて、淨信を明かす点は同じであっても、前者が別序まで置いて広本の中心をなすに対し、略本では却つて行の下に信を明かす態をなしている。ここに略本が古來行中撰信の所明とせられる所以があるのであって、そこに両本の特色を見ることができる。更にこのことは、偈頌が廣本では正信念仏偈といわれ、略本では念佛正信偈と云われていることにも連関している。正信念仏と念佛正信はその意味に於いて異なるものではないが、自ずから正信と念佛と何れに重心が置か

れているかの差異はあるであろう。従つて広本は信に重きが置かれ、略本は念佛の行に重点が置かれることは否むことができない。従つて広本は念佛に具する如実の信を

明かすことが中心となつてそこに真偽批判の体系が成立し、略本は信心具足の念佛を明かすことについて、念佛往生の安心を明らかにせるものと云うことができるであろう。

二 広本は広く弥陀因位の本願を説くに対し、略本は特に果上の功德を説ぐが如くである。即ち広本では「廻向四法凡て本願より説き頤わすに対し、略本は成就の文に依つて述べられている。然るに『改邪鈔』本右二三に

「それについて三經の安心あり、そのなかに大經をもて

眞実とせらる、大經のなかには第十八の願をもて本とす、十八の願にとりてはまた願成就をもて至極とす、信心歎喜乃至一念をもて他力の安心とおぼしめざるゝゆへなり」

とあって、因願は教相開顕、成就は安心の至極を示すものと思われる。それ故に広略二本の相異に就いて、広本は教相に就き、略本は安心を頤わすとせられて來たのである。

三 広本「信卷」では、

「眞美信樂寒難<sub>レ</sub>獲、何以故乃由<sub>ニ</sub>如來加威力<sub>一</sub>故博因<sub>ニ</sub>大悲廣惠力<sub>ニ</sub>」

といつて、如來加威力と大悲廣惠力とが難信の理由になつ

てゐるに対し、略本では  
「乃由<sub>ニ</sub>如來加威力<sub>一</sub>故、博因<sub>ニ</sub>大悲廣慧力<sub>一</sub>故、獲<sub>ニ</sub>清淨  
眞實信心」

といつて、同じ如來加威力と大悲廣慧力とが獲信の理由になつてゐる。従つて偈頤にあつても、念佛偈では難信の誠めとして、邪見惰慢惡衆生、信樂受持すること甚だ難し、難中の難斯の難に過ぎたるはなしという如き難信のことが説かれていないし、又三一問答にあつても、広本の如き峻烈な機の反省が出ていない。これ安心に於いては、「こゝろえやす」の獲信を語るべく、教相にあつては難中之難の難信を語らざるを得ぬからである。

かくて広略両本の同異に就いては、徒らに数多くの相異点を見出すことよりも、両本の撰述意趣に帰つて、広本が教相をあらはし、略本が安心を明かすことを主眼とすることに注意すべきではないであろうか。若し略本が安心を語ることを主眼とすることが許されるならば、略本が元祖相承の表現形式をとることは当然であり、そこに『選択集』との相似性を頗著に見出すことができる。従つてかくの如き撰述意趣に帰つて、撰述年時を考える限り、略本は却つて宗祖晩年の述作であることを思はざるを得ぬのであって、御消息に見える如く、晩年には殊に「大師聖人のおほせ」

として、念佛には「義なきを義とす」という語が数多く説かれており、かくの如き念佛の信心を広本に即して再現せられたものが略本であることを知らしめられるのである。

さればとて、広本に安心が説かれず、略本に教相がないといふのではない。教相のない安心は独断であり、安心のない教相は概念に過ぎない。ここに略本は広本の再現として、

安心を主とし、広本は真偽批判の体系として教相を主とするのである。従つて広略といわれる関連は、教相を表とする廣本に対し、これを再現して安心を表とし、元祖相承の

念佛の信心を明らかにせられたものが略本であり、そこに恐らくは関東教団に於ける幾多の教義的紛乱に答えて、略本が撰述せられねばならなかつた歴史的必然を想わざるを得ない。

#### 四

凡そ教相は仏陀が一代に説かれた教法、種々なる教義の特質を明らかにせるものであつて、それに依つて万人普遍の道理を開顯せんとするのである。之に対し安心は修道の体験、教法の領解に依つて心を不動の境地に安住せしめる事であつて、それは自己の宗教的決断をあらわすものである。従つて教相は遠く経釈に基づき、安心は近く師教に

基づくということが云い得るであろう。然も教相なき安心は自ずから個人的の独断に墮し、又安心なき教相は理論的思惟の操作に終つて具体的な宗教生活を形成しないのである、こうした教相と安心との関係に於いて広略二本の関連は考えられねばならない。

#### 『教行信証大意』(右)に

「このゆへに親鸞聖人、一部六巻の書をつくりて教行信証文類と号して、くはしくこの一流的の教相をあらはしたものなり」

とあるが如く、広本にあって教行信証なる一段の名目をたてて一宗の規模とせられたのは、それに依つて仏陀釈尊の教法の本質を明らかにしたのであって、それは専ら教相を明かすことを主とせるものである。それ故に教卷にあっては、『大無量寿經』を以つて眞実の教とあらわし、その経に説く本願を基本として、四法の根拠が明らかにせられ、広く経論釈の要文を類聚して、淨土往生の因果が説示せられ、それに依つて万人普遍的道理が説き示されたのである。然るに教行信証の四法に依つて示された往生淨土的道理は、釈尊の証誠たる成就の文に依つて反省せられたものである。即ち眞実之教淨土真宗が万人普遍的道理であることは、本願成就の文に極まるのであって、それ故に信卷にあっては、

横超断四流を积して、一代仏教の教相を判じて、

「横超者即願成就一実円満之真教真宗是也」

と説いていられる。蓋し教行信証なる四法にあらわされた普遍的道理は、成就に於ける聞信一念の内徳に外ならぬからである。ここに宗祖は成就の文の至心廻向を「至心に廻向したまへり」と解説することに依って、二廻向の根拠を見出し、教行信証の四法は却って二廻向の中に見出されることとなつた。されば広本は

「謹按淨土真宗」有三「種廻向」、一者往相、二者還相」と二廻向を以つて開出し、その往相に就いて眞実の教行信証有りとして、二廻向の中に四法を包んでゐる。然も還相廻向は却つて証果の内面性として証卷にあらわされ、四法の中に包まれて、教行信証の四法が淨土真宗をあらわす一段の名目として、専ら教相を明らかにすることとなつてゐる。

かくて教行信証の四法にあって、特に信証を直結したことは、それが廻向の原理に基づくからであつて、ここに安心が教相の内徳として、信心為本の特質を顯開することとなつたのである。かくて眞実六法五願の教相は聞信一念の安心を内徳として成立したのである。そして眞実証から開出せられた所帰の身土として眞佛土に対応して化身土が開かれねばならなかつたのは、かくの如き安心決定の過程に

於いて、開顕せられねばならなかつた厳正な批判であつて、ここに眞実にあらざるもの、即ち方便として、不如実の信が徹底的に批判せられ、それが又眞実転入の方便ともなつたのである。かくて広本が全く教相を表とし、安心を内徳とせることが知られるのである。

之に對し略本は成就の文を根柢とし、二廻向に基づいて機受の安心を明かすことを主眼とせるものである。勿論略本にも、教行信証の四法に基づいて往生の因果を示す教相がないのではない。ただその教相が却つて安心に摄取せられて、本願力廻向に帰せられている。

「南無阿弥陀仏の廻向の、恩徳广大不思議にて、往相廻向の利益には、還相廻向に廻入せり」

「往相廻向の大慈より、還相廻向の大悲をう、如來の廻向なかりせば、淨土の菩提はいかゞせん」

「弥陀大悲の誓願を、ふかく信ぜんひとはみな、ねてもさめてもへだてなく、南無阿弥陀仏をとなふべし」

という一連の和讃の中にも、如來の廻向に基づく自己の宗教的決断が鮮かに示されている。されば略本は教相を中心としつつ、南無阿弥陀仏の廻向に成就する聞信一念の決断を示すものであつて、特に略本にあつては、それが元祖相承の形に於いて念佛の中に成就する一心の安心が示されて

いることを注意せねばならぬ。それ故に、広本であるならば、却つて信卷に引用せられる筈の成就の文が、行の下にあって、大行成就の第十七願成就の文と共に連引せられているのである。それは表現は異なるけれども、『歎異鈔』<sup>左二</sup>にある有名な

「親鸞にをきてはたゞ念佛して弥陀にたすけられまいらすべし」とよきひとのおほせをかうふりて信するほかに別の仔細なきなり」

という自督と規を一にする宗教的決断を示せるのが略本であると云い得る。それ故に略本にあっては眞実のみを明かして方便を略し、又問答段にあって、三經一致の面のみを記して、そこに真偽を分つ批判精神は見られない。これ全く自己の宗教的決断を示さんとせられたからである。

思うに安心は自己の宗教的決断であるから、絶対的である。それは『歎異鈔』<sup>左三</sup>に云う如く

「たとい法然上人にすかされまいらせ、念佛して地獄におちたりとも、さらに後悔すべからずさふらふ、その

ゆへは自余の行をはげみて仏になるべかりける身が、念佛をまうして、地獄におちてさふらはゞこそ、すかされたりてといふ後悔もさふらはめ、いづれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし」

だからである。かくて「たゞ念佛して弥陀にたすけられまいらすべし」という安心が絶対であるということは、自己にとつて、それ以外に求むるものがないということである。それ故に宗祖にとつては、念佛は無義を義となすのであって、念佛することの外には何物をも必要としないのである。それが絶対的な安心の内容である。その他の義をたてるものがあるならばそれはいたずらごとであつて、そのいたずらごとによる惑いが、関東の門弟のなかに多かつたのである。それ故に、消息の隨處に無義を義とする念佛の意義がくり返し説示せられたのであり、かくの如き安心の外に『教行信証』の教相があるのでないことを、略本に依つて示されたのである。ここに略本が行中撰信の所明をとり、偈頌も念佛正信偈と云われた所以がある。そして広略二本の関連が単なる略鈔ではなくて、實に広本の如実なる再現が略本であるということに於いて、一は教相を表とし、他は安心を要とする特色となつて、そこに離すべからざる関連をなしていることを知るべきである。

\* 拙稿『淨土文類聚鈔』に就いての疑問、真宗研究第一輯參照